

履 修 案 内

平 成 2 7 年 度

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科

(博士前期課程水産学専攻)

長崎大学の理念： 長崎大学の理念とその具体的な内容を示します。

長崎大学理念・教育目標

「長崎大学は、長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的发展に貢献する。」

具体的内容

「長崎大学は、出島を介した『勉学の地』としての誇りと『進取の精神』を受け継ぐとともに、宗教や科学における非人道的な負の遺産にも学び、人々が『平和』に共存する世界を実現するという積極的な意志の下に教育・研究を行う。そして、蓄積された『知』を時代や価値観を越えて継承し、人類を愛する豊かな心を育て、未来を拓く新しい科学を創造することによって、地域と国際社会の平和的发展に貢献する。」

水産学専攻の教育研究上の目標

水産学専攻は、海洋環境及び海洋生態系の保全、海洋における多様な生命現象の探求、海洋生物の持続的生産及び管理並びに海洋生物資源の有効利用に関する各分野について、高度の専門的知識及び応用力を備えるとともに、水産学に関連する幅広い分野の基礎的素養を身につけ、地域社会の問題解決に貢献できる高度専門職業人を養成する。

目 次

1. 水産・環境科学総合研究科博士前期課程水産学専攻の履修方法等について	1
2. ナンバリング・システムについて	3
3. 博士前期課程における副専攻制の取扱いに関する申し合わせ	5
4. 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程第19条第1項に定める 博士前期課程の早期修了に関する申合せ	6
5. 長崎大学大学院学則（抜粋）	8
6. 長崎大学学位規則（抜粋）	19
7. 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程（抜粋）	24
8. 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科学位審査規程（抜粋）	31
9. 博士前期課程水産学専攻 修論研究の標準的スケジュール	35
10. 修士論文研究計画書	36
11. 講義・実験室及び教員研究室配置図	37

水産・環境科学総合研究科博士前期課程水産学専攻の履修方法等について

- 1) 博士前期課程（修士課程）を修了するためには、修士論文の審査と最終試験に合格することのほか、授業科目の中から2年間で30単位以上を修得することが必要です。水産学専攻で開講されている授業科目は、この履修案内の別表第一（p. 28～29）と履修計画表に示されています。これらを2年間分一括して履修計画を立ててください。
- 2) 特別演習（2単位）、特別研究Ⅰ（4単位）及び特別研究Ⅱ（8単位）は必修科目となっておりますので、必ず履修してください。これらは所属研究室の指導教員のもとで実施される修士論文の作成やゼミ等に対応します。
- 3) 水産学専攻では、海洋フィールド生命科学専攻、環境科学専攻で開講される共通科目（4単位以上）が選択必修となっております。共通科目は、海洋フィールド生命科学専攻で開講される「東シナ海の自然誌Ⅰ」「東シナ海の自然誌Ⅱ」、環境科学専攻で開講される「環境倫理学特講」「環境リスク政策特講」「環境設計学特講」「環境生物科学特講」及び「環境化学特講」の7科目です。授業内容や時間割を確認の上、受講してください。なお、環境科学専攻で開講される共通科目を受講する場合は登録前に学務班に連絡してください。
- 4) 問題解決型演習（PBL; Problem Based Learning）を行う共修科目として「サイバネティクス演習（2単位）」が開講されます。指導教員と相談の上、なるべく受講してください。なお、下記6）の「他の授業科目」としてこの授業科目の単位はカウントされます。
- 5) 練習船長崎丸に乗船し、各種実習を行うとともに、海外の寄港先の大学とのシンポジウムを行う共修科目として「特別乗船実習（2単位）」が開講されます。指導教員と相談の上、なるべく受講してください。なお、「サイバネティクス演習」と同様に、下記6）の「他の授業科目」としてこの授業科目の単位はカウントされます。
- 6) 他の授業科目（12単位以上）は、自分が所属する分野のほか、全ての教育研究分野の専門科目中から、自分の研究分野や学習したい分野を考慮して有用と判断される授業を選択してください。この履修案内のp. 28～29に示されている授業科目は、水産・環境科学総合研究科規程第6条に示されている別表第一のうち、水産学専攻で開講されているものだけです。教育研究上有益な場合には、環境科学専攻で開講する専門科目についても、4単位までは修了要件の単位数に加えることができます。環境科学関係の授業の履修を考えている学生は、学務班で別表第一を参照してください。なお、修了要件30単位を超えて修得し、特定の他専攻から10単位以上を修得した場合は、当該専攻を対象として副専攻の認定を受けることができます。博士前期課程における副専攻制の取扱に関する申合せ（p. 5）を参照してください。
- 7) 履修計画にあたって、授業内容についての情報が不足している場合には、指導教員との相談、シラバスの検討、授業担当教員を訪ねる、水産学部ホームページを参照する等で有用な情報が得られます。また、授業は、集中講義形式で開講される場合が多いと予測されます。授業の内容や時間について、必ず事前に授業担当教員と直接話をしてから履修申請をしてください。また、これらの授業時間等を考慮して各自の修論研

究の計画を立ててください。

- 8) 特段に優秀な学生が特に優れた業績を上げ、早期課程修了の要件（P. 6～7）を全て満たし、早期課程修了の申し出があった場合は、教授会において、博士前期課程の早期修了が認められる場合があります。
- 9) 以上を通じて、履修計画（案）を立案したら、必ず指導教員とよく相談して最終的な履修計画表を作成し、所定の期日までに学務班に提出してください。また、1年ごとに、大学内設置のパソコンにより、学務情報システム「NU-Web システム」にて各自の操作のもと、履修登録及び確認を行ってください。なお、履修登録が正確になされないと、授業に使用する受講者名簿への反映や試験成績の登録等ができませんので、確実な登録が必要です。
- 10) 授業科目の成績評価は100点満点で、AA（90点以上）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60）を合格、D（59点以下）を不合格とします。なお、成績通知書交付後、試験結果に疑義がある場合は、1週間以内に授業担当教員に問い合わせてください。

その他

- 1) パソコン室のパソコンは授業のないときはいつでも利用できます。また、e-mail のアドレスはICT基盤センターから通知されます。
- 2) 学金および授業料免除申請に関しては、募集時期が限られています。見落とさないように掲示板で確認してください。なお、2年次における授業料免除申請にあたっては、次の学業成績基準をクリアする必要があります。

授業料免除者選考に関する学業成績基準（水産学専攻分）

第1年次末までに標準修得単位数（12単位）を修得し、かつ、修得した授業科目のうち標準修得単位数（12単位）に相当する成績評価上位科目の学力評点の順位が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

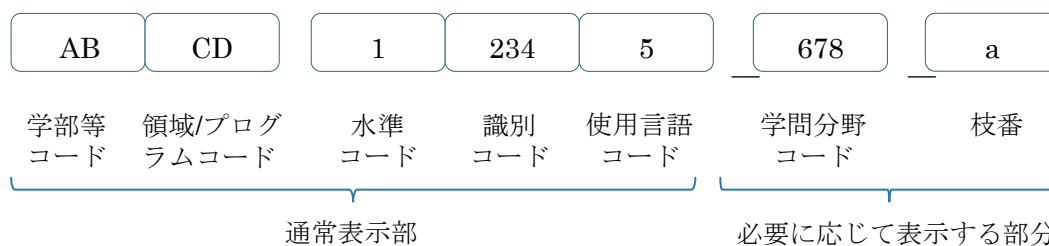
- 3) 多くの教員は TA (Teaching Assistant) 制度を申請しているので、学部学生に指導することで手当が支給される機会があります。別に配布する「TA マニュアル」にあるように良い経験になると思われます。年度末に活動報告書を提出してください。
- 4) インターンシップに関しては、学部の制度であり、単位にはなりません。良い経験になると思われますので、積極的に行ってください（「学外実習の手引き」参照）。
- 5) 学部の「安全の手引き」等をよく読んで、学生生活を送る上で注意してください。また、交通安全講習会が例年開催されますので参加してください。
- 6) 個人的な悩みや教育制度等での要望事項などがある場合は、自分一人で抱え込まず、指導教員や学務班、学生支援センター等へ相談してください。
- 7) みなさんは、講義、実験、実習、修士論文研究を受講するのですから、学生教育研究災害傷害保険や大学生協の学生総合共済又はこれらと同等以上の保険や共済に必ず加入してください。

ナンバリング・システムについて

ナンバリング・システムとは、長崎大学で開講されている全ての授業科目（教養教育科目・学部専門科目・大学院専門科目等）に対し、授業内容・レベル等に応じて特定の記号やナンバーを付与し、教育課程表やシラバスに記載することにより、体系的な教育プログラムの実現を目指す方法のことです。

(1) 長崎大学ナンバリング・システム

長崎大学の全授業科目には、以下のような統一した形式でナンバーが付されています：



表示例

教養教育科目 教養ゼミナール

GEFY 11111 (通常表示)

GEFY 11111_001 (詳細表示)

授業科目に付けたナンバー（学部等コードから枝番まで）を「科目ナンバー」と言います。例えば、教養ゼミナールの科目ナンバーは GEFY 11111 や GEFY 11111_001 となります。

詳細は、長崎大学のホームページ（ <http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/course/info/index.html> ）を参照してください。

(2) 博士前期課程水産学専攻ナンバリング・システム

博士前期課程水産学専攻では、長崎大学ナンバリング・システムに基づき、水産学専攻で開講される全授業科目に対し、以下の形式で科目ナンバーを付与しています。

- ① 学部等コード：FE Graduate School of Fisheries Science and Environmental Studies
- ② 領域/プログラムコード：水産・環境科学総合研究科の4専攻で分類
水産学専攻：MF Master of Fisheries
- ③ 水準コード：科目のレベルに応じて分類
大学院（修士）専門科目（基礎的な内容の科目）、共通授業科目：5
大学院（修士）専門科目（発展的な内容の科目、研究指導科目）：6
- ④ 識別コード：科目区分で分類
共通科目（0～99番台）：000～099
共修科目（100番台）：100～199
専門科目（300～700番台）：300～799
必修科目（800番台）：800～899
- ⑤ 使用言語コード：日本語：1 英語：2 日本語・英語：3
- ⑥ 学問分野コード：
水圏生産科学分野：731
水圏生命科学分野：732

上記2分野を包括した水圏応用科学分野：730
個々の授業科目の科目ナンバーは、
水産学部のホームページ（<http://www.fe.nagasaki-u.ac.jp/student/index.html>）を参照してください。

（3）ナンバリング・システムの活用方法

上述した授業科目ごとのコード付与規則を理解してください。慣れてくると、科目ナンバーを見るだけで、カリキュラム体系上どのような位置づけの科目であるか分かるようになります。

科目コードは、科目群の区分や履修順序の意味をこめる等工夫されていますので、科目選択や履修順序を判断する際に利用してください。また、Nu-Webのシラバスに履修の前提とする科目が科目ナンバーで記載されている場合があります。その時は、検索機能でどのような科目であるか調べてください（平成27年10月以降使用可）。

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科博士前期課程における
副専攻制の取扱いに関する申合せ

平成23年2月16日
水産・環境科学総合研究科博士前期課程水産系委員会決定

水産・環境科学総合研究科規程第7条第2項に規定する副専攻制に関し、必要な事項を次のとおり申し合わせる。

- (1) 副専攻制に関する学生への案内は、予め各系の履修案内にその内容を明記し、学年の初めに実施するオリエンテーションで行うものとする。
- (2) 副専攻の履修は、他専攻の授業科目の履修手続きに準じるものとし、学生は、学年の初めに、履修しようとする他専攻の授業科目を所定の履修届により指定の期日までに、指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。
- (3) 副専攻認定の申請は、学生本人が所定の様式により2年次後期(12月末)までに、指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。
- (4) 学生から申請のあった他専攻の授業科目のうち10単位以上の単位修得が認められた場合は、学生が所属する専攻の前期課程委員会に諮り、所定の様式により研究科長が副専攻を認定する。

なお、学生が所属する専攻の前期課程委員会は、副専攻認定を受ける系の前期課程委員会に結果を報告しなければならない。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程第19条第1項
に定める博士前期課程の早期修了に関する申合せ

平成23年2月16日
水産・環境科学総合研究科博士前期課程水産系委員会決定

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程（以下「規程」という。）第19条第1項ただし書（以下「規程第19条第1項ただし書」という。）に基づく博士前期課程の早期修了（以下「早期課程修了」という。）に関する要件，認定手続等について，次のとおり申し合わせる。

（早期課程修了の要件）

第1 規程第19条第1項ただし書に基づく早期課程修了は，特段に優秀な学生が特に優れた業績を上げた場合に限って適用されるものであり，その要件は，次の各号のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 博士前期課程に1年以上在学した者
- (2) 規程第7条第1項に規定する単位(30単位以上)を修得した者
- (3) 指導教員から必要な研究指導を受けた上で，修士論文を提出した者
- (4) 修士論文の審査及び最終試験に合格した者
- (5) 修士論文を構成する論文の中で，博士前期課程入学後に投稿され，掲載済み又は掲載が決定された審査付き原著論文が1編以上ある者。ただし，当該原著論文は，博士前期課程入学後の研究成果に基づく内容（博士前期課程入学後に行われた研究成果が当該の審査付き原著論文の重要な部分を構成しているもの。）でなければならない。
- (6) 修士論文が特段に優秀な内容であり，規程第19条第1項ただし書適用が妥当である旨の推薦書が，指導教員から提出されている者。ただし，当該推薦書は，当該専攻主任の承認を得たものでなければならない。

（前期課程委員会への推薦）

第2 指導教員は，学生から早期課程修了の申し出があり，かつ，規程第19条第1項ただし書適用が妥当と判断した場合には，その旨の推薦書を当該専攻主任の承認を得て，前期課程委員会委員長（水産学系及び環境科学系の当該前期課程委員会委員長をいう。以下同じ）に以下の期日までに提出するものとする。

3月修了・・・前年の12月末まで

9月修了・・・当該年の6月末まで

(予備審査委員会における審査)

第3 第2により推薦書の提出を受けた前期課程委員会委員長は、規程第19条第1項ただし書適用の妥当性を審査するために前期課程委員会に予備審査委員会を設置するものとする。

2 前項の予備審査委員会は、3人以上の委員で組織する。

3 予備審査委員会は、規程第19条第1項ただし書適用の妥当性を審査し、予備審査結果を前期課程委員会委員長に以下の期日までに報告するものとする。

3月修了・・・当該年の1月末まで

9月修了・・・当該年の7月末まで

(学位審査委員会における審査)

第4 前期課程委員会委員長は、予備審査委員会の審査結果を受けて、前期課程委員会に諮り、規程第19条第1項ただし書適用の可否について審議し、適用が妥当であると認めた場合には、水産・環境科学総合研究科学学位審査規程第5条の規定に基づき学位審査委員を選出する。

2 学位審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査の要旨及び最終試験の結果報告(別記様式第4号)により、前期課程委員会委員長に報告するものとする。

(研究科長への報告)

第5 第4第2項により審査報告書の提出を受けた前期課程委員会委員長は、前期課程委員会に諮り、早期課程修了の可否について審議し、審議結果報告書により研究科長に報告するものとする。

(研究科教授会による判定)

第6 研究科教授会は、前期課程委員会の早期課程修了に係る審議結果報告書に基づき、当該学生の早期課程修了の可否を判定するものとする。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

長崎大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人、並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創出しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。

2 本学大学院の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 各研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程に定め、公表するものとする。

(課程)

第2条 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科、専攻、課程及び収容定員)

第3条 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期2年の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年の課程	
工学研究科	総合工学専攻	前期2年の課程	博士課程
	生産システム工学専攻	後期3年の課程	
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻、環境科学専攻	前期2年の課程	博士課程
	環境海洋資源学専攻	後期3年の課程	
	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	
	医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線	博士課程	
	医療科学専攻		
	生命薬科学専攻	前期2年の課程	博士課程
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	後期3年の課程	
		修士課程	

2 経済学研究科、工学研究科（グリーンシステム創成科学専攻を除く。）、水産・環境科学総合研究科（海洋フィールド生命科学専攻を除く。）及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

3 教育学研究科教職実践専攻は、専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成15年文部科学

省令第16号)第26条に規定する教職大学院の課程とする。

4 研究科の収容定員は、別表第1のとおりとする。

(講座)

第4条 前条第1項に掲げる研究科に、講座等を置く。

2 前項の講座等は、別に定める。

(標準修業年限)

第5条 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があると認められる場合は、学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるものとする。

2 前項の場合において、1年以上2年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導(教職実践専攻にあっては授業)を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

3 医歯薬学総合研究科保健学専攻の標準修業年限は2年とする。

4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻に置く熱帯医学コース、国際健康開発コース及びヘルスイノベーションコースの修士課程の標準修業年限は、熱帯医学コースは1年とし、国際健康開発コース及びヘルスイノベーションコースは2年とする。

5 経済学研究科、工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

6 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第6条 本学大学院における在学期間は、前条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

(学年、学期及び休業日)

第7条 本学大学院の学年、学期及び休業日は、長崎大学学則(平成16年学則第1号。以下「本学学則」という。)第7条から第9条までの規定を準用する。

第2章 教育課程等

(教育課程の編成方針)

第7条の2 各研究科(教育学研究科を除く。)は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教育学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第7条の3 本学大学院に、専門分野の枠を超え俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する教育を行う博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 前項の博士課程教育リーディングプログラムの名称並びに実施する研究科及び専攻は、次の表のとおりとする。

名称	研究科	専攻
熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系専攻

3 博士課程教育リーディングプログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

- 第8条 各研究科（教育学研究科を除く。）における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。
- 2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。
 - 3 教育学研究科における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、その専攻の目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。
 - 4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。
- 第8条の2 前条の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。
- 2 前条の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。
- （単位の計算方法）
- 第9条 本学大学院における単位の計算方法については、本学学則第33条の規定を準用する。
- （履修方法等）
- 第10条 各研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容及びこれらの履修方法については、各研究科において定めるものとする。
- （履修科目の選定）
- 第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。
- （考査及び単位の授与）
- 第12条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。
- 2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。
- 第13条 授業科目の成績は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。
 - 3 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。
- （教育方法の特例）
- 第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。
- （成績評価基準等の明示等）
- 第14条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- （教育内容等の改善のための組織的な研修等）
- 第14条の3 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- （他の研究科等における履修等）
- 第15条 学長は、第11条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるときは、所属研究科の教授会の議を経て、他の専攻又は研究科の授業科目を指定して、履修させることができる。
- 2 前項に規定する他の研究科の授業科目の履修については、あらかじめ当該他研究科と協議の上、実施するものとする。
 - 3 前2項の規定により履修した授業科目の修得単位は、各研究科の定めるところにより、第18条、

第19条又は第20条に規定する単位とすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条の2 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、10単位(教育学研究科にあつては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、第16条の規定により外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教育学研究科にあつては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については、準用しない。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の3 学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)

第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科にあつては、第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、前条第2項及び第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第20条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(留学及び長期にわたる教育課程の履修)

第16条 本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については、本学学則第24条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第39条中「第4条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 学長は、所属研究科の教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第18条、第19条又は第20条に規定する在学期間に算入する。

(履修科目の登録の上限)

第17条の2 教育学研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

第3章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第18条 医歯薬学総合研究科保健学専攻の修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの修士課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

3 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の国際健康開発コース及びヘルスイノベーションコースの修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

第18条の2 前条第1項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する博士課程の博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の博士前期課程及び博士後期課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する研究科規程に定める学生の履修上の区分において、当該目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第1項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、経済学研究科にあつては24単位以上を、工学研究科生産システム工学専攻及び水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻にあつては15単位以上を、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻にあつては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者（前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。）については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

3 次の各号の一に該当する者については、第1項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(1) 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程

（第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの修士課程を含む。）を修了した者

(2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程（第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。）を修了した者

（工学研究科グリーンシステム創成科学専攻等の博士課程の修了要件）

第20条 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第20条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。))その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、在学期間及び修了要件単位に加え、修了の要件を課することができる。

2 学長は、教育学研究科教授会の議を経て教育上有益であると認めるときは、教職大学院の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(教職大学院の課程における在学期間の短縮)

第20条の3 学長は、教育学研究科教授会の議を経て第15条の3第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第21条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が課程の修了を認定し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士課程(医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。)において、第18条第1項又は第18条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。

第22条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎大学学位規則(平成16年規則第11号)の定めるところによる。

第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等

(入学の時期)

第23条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第24条 修士課程(第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースを除く。)、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満

たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースに入学することのできる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、医師の免許(外国における医師の免許を含む。)取得後2年以上の臨床経験を有する者又はこれに相当する能力を有すると研究科が認めた者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

(博士後期課程の入学資格)

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同程度の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同程度の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(工学研究科グリーンシステム創成科学専攻等の博士課程の入学資格)

第26条 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。以下この条において同じ。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (6) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 前2項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

（入学志願の手続）

第27条 入学志願者は、所定の手続により願出しなければならない。

（選抜試験）

第28条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則（平成16年規則第16号）の定めるところにより、選抜試験を行う。

（合格者の決定）

第29条 前条の選抜による合格者の決定は、各研究科教授会の議を経て、学長が行う。

（入学手続及び入学許可）

第30条 第28条に規定する入学者選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者の入学の手続及び入学の許可については、本学学則第18条及び第19条の規定を準用する。

（転入学等）

第31条 次の各号のいずれかに該当する者が、転入学又は転科を願出たときは、学期の始めに限り、選考の上、許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの
- (2) 他の研究科に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転科を志望するもの
- (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者（第24条から第26条に規定する入学資格を有する者に限る。）で転入学を志望するもの
- (4) 国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの
- 2 前項により転入学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認定は、所属研究科の議を経て、学長が決定する。
- 3 前2項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

第32条 前条第1項による転入学願又は転科願は、所属の学長又は研究科長の紹介状を添えて、志願する研究科長に提出するものとする。

第33条 本学大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教授を経て、研究科長に転学願を提出するものとする。

2 学長は、所属研究科の教授会の議を経て転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可することができる。

3 前2項の規定は、他の研究科に転科を志望する場合にこれを準用する。

(休学)

第34条 休学に関しては、本学学則第21条から第23条までの規定を準用する。

2 休学期間は、通算して、標準修業年限を超えることができない。

(退学)

第35条 退学に関しては、本学学則第25条の規定を準用する。

(再入学)

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては2年以内に、博士後期課程にあつては3年以内に、工学研究科グリーン創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程にあつては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程にあつては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

(進学)

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程（経済学研究科、工学研究科生産システム工学専攻、水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者については、各研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第5章 除籍、表彰及び懲戒

(除籍、表彰及び懲戒)

第38条 除籍、表彰及び懲戒に関しては、本学学則第28条、第49条及び第50条の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第39条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによる。

(料金の返還)

第40条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該料金の相当額（第2号の場合にあつては後期分の授業料相当額、第3号の場合にあつては退学した翌月以降の授業料相当額をいう。）を返還するものとする。

(1) 入学を許可されるときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納入した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、授業料の返還を申し出たとき。

(2) 前期分の授業料納入の際に後期分の授業料を併せて納入した者が、後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。

(3) 授業料を納入した研究生が、在学期間の中で退学し、授業料の返還を申し出たとき。

第41条 入学料の免除及び徴収猶予、授業料の納期並びに授業料の免除及び徴収猶予並びに休学、退学、転学等に係る授業料については、本学学則第53条から第58条までの規定を準用する。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、特別の課程及び外国人留学生

(科目等履修生)

第42条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第43条 本学大学院において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本学大学院の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は、返還しない。

6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

(特別研究学生)

第45条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本学大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別研究学生に係る授業料については、研究生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別研究学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間特別研究学生交流協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は、返還しない。

6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別研究学生の負担とする。

(特別の課程)

第45条の2 学長は、本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学大学院の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 各研究科の専攻において、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を取得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第9章 雑則

(補則)

第48条 この学則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科長が学長の承認を得て、定めることができる。

第49条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

第50条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」，「学部長」を「研究科長」と，それぞれ読み替えるものとする。

附 則

1 この学則は，平成16年4月1日から施行する。

2 及び3 略

別表第1（抜粋）

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	35	70				
	環境科学専攻	25	50				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	25		
	小計	60	120	17	61		

別表第2（抜粋）

研究科	専攻	教員の免許状の種類(免許教科・領域)	
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	高等学校教諭専修免許状	(水産)

長崎大学学位規則

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項の規定に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第18条第1項又は第18条の2に規定する修了要件を満たした者にも授与することができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経ない者が、本学に学位論文（以下「論文」という。）を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があることを、試問により確認された場合にも授与することができる。

(専門職学位の授与の要件)

第5条の2 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(論文の提出)

第6条 本学大学院修士課程又は博士前期課程の学生は、論文審査願に論文（研究科の教授会（以下「研究科教授会」という。）が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。）、論文目録及び論文内容の要旨各2通を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないとき認めるときは、提出を省略することができる。

2 本学大学院の博士課程又は博士後期課程の学生は、論文審査願に論文、論文目録及び論文内容の要旨各3通を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

3 第4条第2項の規定により、修士の学位を申請しようとする者は、論文審査願に論文（研究科教授会が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。）、論文目録及び論文内容の要旨各2通を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないとき認めるときは、提出を省略することができる。

4 第5条第2項の規定により、論文を提出して学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書各3通を添え、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

5 前項の論文には、参考として他の論文を添付することができる。

6 学長は、審査のため必要があるときは、論文（大学院修士課程又は博士前期課程にあつては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。

7 受理した論文は、返還しない。

8 第4項に規定する学位申請に当たっては、審査手数料5万7千円を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に論文を提出した場合には、審査手数料を免除する。

9 既納の審査手数料は、返還しない。

10 第1項から第4項の論文等の提出時期は、各研究科において定めるものとする。

(論文審査並びに最終試験又は試験及び試問)

第7条 学長は、論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第8条 研究科教授会は、構成員のうちから論文の審査委員(以下「審査委員」という。)を選出して、論文の審査並びに本学大学院の学生については最終試験を、第5条第2項の規定による者については試験及び試問を行う。

2 審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者(研究指導担当適格者に限る。)を前項の審査委員とすることができる。

4 研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

5 研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第9条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により、行うものとする。

2 第5条第2項の規定による者に対する試験は、前項の最終試験に準じて行い、試問は、口頭又は筆答により、博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。

3 前項の試験又は試問においては、外国語を課すものとし、当該外国語の種類は、研究科教授会の定めるところによる。

4 本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後4年以内に第5条第2項の規定により論文を提出したときは、前2項の試問を免除することができる。

第10条 本学大学院の学生の論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、修士の論文については在学期間中に、博士の論文については原則として在学期間中に、これを終了するものとする。

2 第5条第2項の規定による者の論文の審査並びに試験及び試問は、論文を受理した後、1年以内に終了するものとする。

第11条 審査委員は、論文審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了したときは、その結果の要旨を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否又は論文審査の可否について議決する。

2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長は、研究科教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、論文審査の要旨、最終試験又は試験及び試問の成績及び議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(博士論文研究基礎力審査)

第13条の2 第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、大学院学則第18条の2の規定により同条各号に規定する試験及び審査(以下「博士論文研究基礎力審査」という。)を行うこととする本学大学院の学生は、在学中に、研究科長を経て、学長に博士論文研究基礎力審査を願い出なければならない。

2 学長は、前項の規定による願い出があったときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第13条の3 研究科教授会は、構成員のうちから博士論文研究基礎力審査を行う審査委員(以下「研究基礎力審査委員」という。)を選出して、博士論文研究基礎力審査を行う。

2 研究基礎力審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者を前項の研究基礎力審査委員とすることができる。
 - 4 研究科教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、第2項の研究基礎力審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。
 - 5 研究科教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。
 - 6 本学大学院の学生の博士論文研究基礎力審査は、在学期間中にこれを終了するものとする。
 - 7 研究基礎力審査委員は、博士論文研究基礎力審査を終了したときは、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。
- 第13条の4 研究科教授会は、前条第7項の報告に基づき、課程修了の可否又は第4条第2項に規定する学位授与の可否について議決する。
- 2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。
(博士論文研究基礎力審査結果の報告)
- 第13条の5 研究科長は、研究科教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨並びに議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。
(課程修了の可否及び論文審査の合否)
- 第14条 学長は、第13条及び前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否及び論文審査の合否を決定するものとする。
(学士の学位の授与)
- 第15条 学長は、長崎大学学則（平成16年学則第1号）第45条及び第46条の規定により卒業した者に対し、学位記により学士の学位を授与するものとする。
(修士又は博士の学位の授与)
- 第15条の2 学長は、第14条の決定により、課程を修了した者、第4条第2項に規定する修士課程の修了要件を満たした者及び論文審査に合格した者に対し、学位記により修士又は博士の学位を授与するものとする。
- 2 学長は、第14条の決定により、学位を授与できない者に対し、その旨を通知するものとする。
(専門職学位の授与)
- 第15条の3 学長は、大学院学則第21条及び第22条の規定により専門職学位課程を修了した者に対し、学位記により専門職学位を授与するものとする。
(専攻分野の名称)
- 第16条 学長は、学位を授与するに当たっては、別表により専攻分野の名称を付記するものとする。
(博士の学位授与の報告及び論文要旨等の公表)
- 第17条 学長は、第15条第1項により博士の学位を授与したときは、研究科教授会に通知し、かつ、省令第12条の規定に基づき学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。
(論文の公表)
- 第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。
 - 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネット

の利用により行うものとする。

4 前3項の規定により、論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

(学位の名称を使用する場合の条件)

第19条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「長崎大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第20条 本学において、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、学位の荣誉を汚辱する行為があったとき、又は第18条の規定による義務を怠ったときは、学長は、学士の学位については関係学部の教授会、修士又は博士の学位については関係の研究科教授会の議を経て、既に与えた学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の規定による議決を行う場合には、当該教授会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(諸様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第22条 この規則の実施に必要な細部については、研究科長又は学部長が学長の承認を得て、定めることができる。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 略

別表

学位及び専攻分野の名称

1 学部 (省略)

2 研究科 (抜粋)

研究科	専攻	課程	学位及び専攻分野の名称
水産・環境科学総合 研究科	水産学専攻	博士前期課程	修士 (学術), 修士 (水産学)
	環境科学専攻		修士 (学術), 修士 (環境科学)
	環境海洋資源学専攻	博士後期課程	博士 (学術), 博士 (水産学), 博士 (環境科学)
	海洋フィールド生命科 学専攻	博士課程	博士 (水産学), 博士 (環境科 学), 博士 (海洋科学)

別記様式 (抜粋)
イ 第4条該当者

<p>N a g a s a k i U n i v e r s i t y</p> <p>on recommendation of the Graduate School of ○○○○</p> <p>has conferred the degree of</p> <p>Master of ○○○○</p> <p>upon</p> <p>《《Full name》》</p> <p>for having successfully completed</p> <p>all program requirements</p> <p>in the field of</p> <p>《《Department》》</p> <p>Signature _____</p> <p>《《Name》》</p> <p>President</p> <p>Nagasaki University</p> <p>Recipient's Date of Birth :XX XXX XXXX</p> <p>Serial Number :XXXX</p> <p>Date of Issue :XX XXX XXXX</p>	<p>学 位 記 号</p> <p>修 (○) 第 号</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日 生</p> <p>修 士 課 程</p> <p>博 士 前 期 課 程</p> <p>を</p> <p>修了したので修士 (○○) の学位を授与する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>長崎大学 印</p>
--	---

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認められた場合は、省略することができるものとする。
 2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）及び長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、水産科学、環境科学及び両者を融合させた学際的・総合的分野の教育研究を推進することにより、環境共生社会が真に求める高度学際性を備えた環境系の専門職業人、実践的指導者又は研究者、海洋に関する学際融合科学を国際的に展開するフィールド研究者等の人材を養成し、もって環境と調和した人類の生存を実現するための新たな学際科学の発展に資することを目的とする。

(専攻、課程、履修コース及びプログラム並びに専攻の目的)

第3条 研究科に置く専攻、課程、履修コース及びプログラムは、次のとおりとする。

専攻	課程	履修コース又はプログラム
水産学専攻	博士前期課程	
環境科学専攻	博士前期課程	学際基礎プログラム 学際先進プログラム 国際環境スペシャリスト育成プログラム PBL課題専修プログラム
環境海洋資源学専攻	博士後期課程	水産科学コース 環境科学コース
海洋フィールド生命科学専攻	博士課程（5年一貫制）	環境生態科学コース 生物資源再生科学コース

2 各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 水産学専攻は、海洋環境及び海洋生態系の保全、海洋における多様な生命現象の探求及び海洋生物の持続的生産及び管理並びに海洋生物資源の有効利用に関する各分野について、高度の専門的知識及び応用力を備えるとともに、関連する幅広い分野の素養及び社会性を身につけた高度専門職業人を養成する。
- (2) 環境科学専攻は、環境を様々な視点から捉え、環境に関わる多様な問題を個人の思考の中で有機的に連携・組織化でき、環境問題の全体像を俯瞰しつつ、その解決に向けた政策立案、環境管理・モニタリング、技術開発、新たな知識基盤の開拓に携わることのできる環境系高度学際人材を養成する。
- (3) 環境海洋資源学専攻は、環境問題の解決及び環境と共生する持続可能な社会の構築に資する幅広い専門知識又は海洋食料資源を安全かつ高度に利用し適正に管理する新たな知識及び技術並びにこれらを横断した融合的な実践的知識を基に、地域や現場のニーズに対応した総合的な問題解決能力を身につけた実践的指導者・研究者を養成する。
- (4) 海洋フィールド生命科学専攻は、海洋及びそれと関連した大気・陸域の環境並びに海洋生物資源に関する広範な学問領域について、専門的知識及び素養を基に、海洋環境・生態系の保全及び海洋生物資源の持続的生産に関する学際研究を推進する研究能力を備え、国際的に活躍できる海洋フィールド研究者を養成する。

(入学の時期)

第4条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(教育方法等)

第5条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 水産・環境科学総合研究科教授会（以下「教授会」という。）は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員（学則第8条の2第2項に規定する教員をいう。）を定める。

（授業科目、単位数及び標準履修年次）

第6条 博士前期課程における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第1のとおりとする。

2 博士後期課程における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第2のとおりとする。

3 博士課程（5年一貫制）における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第3のとおりとする。

（履修方法等）

第7条 博士前期課程の学生は、別表第1に規定する授業科目のうちから、別表第4に定める履修方法により、30単位以上を修得しなければならない。

2 博士前期課程の学生が、最低修得単位数を超えて修得し、かつ、特定の他専攻から10単位以上を修得したときは、副専攻を履修したものと認定する。

3 博士後期課程の学生は、別表第2に規定する授業科目のうちから、別表第4に定める履修方法により、15単位以上を修得しなければならない。

4 博士課程（5年一貫制）の学生は、別表第3に規定する授業科目のうちから、別表第4に定める履修方法により、45単位以上を修得しなければならない。ただし、中間審査に合格しなければ、第3年次以上の必修科目を履修することができない。

5 学生は、履修する授業科目の選定に当たっては、指導教員の指導を受けなければならない。

6 学生は、学位論文の作成に当たっては、必要な研究指導を受けなければならない。

7 第4項及び第20条第2項の中間審査に関し必要な事項は、別に定める。

（履修科目の登録）

第8条 学生は、履修しようとする授業科目を指定の期日までに、指導教員の承認を得て、登録しなければならない。

（考査及び単位の授与）

第9条 授業科目を履修した学生に対しては、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

3 授業科目の成績評価は100点満点とし、AA（90点以上）、A（89—80点）、B（79—70点）、C（69—60点）及びD（59点以下）の評語をもって表し、AA、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

4 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

（他の研究科及び大学院における履修等）

第10条 学則第15条及び第15条の2の規定により、学生が履修した授業科目及び修得した単位は、博士前期課程と博士後期課程にあつては博士前期課程と博士後期課程とを合わせて10単位（うち博士後期課程は4単位以内）を限度とし、博士課程（5年一貫制）にあつては10単位を限度として、第7条第1項、第3項又は第4項に規定する履修すべき授業科目及び単位として認定する。

（入学前の既修得単位の認定）

第10条の2 学則第15条の3の規定により、学生が入学前に履修した授業科目及び修得した単位は、10単位を限度として、第7条第1項、第3項又は第4項に規定する履修すべき授業科目及び単位として認定することができる。

（他の大学院等における研究指導）

第11条 学則第17条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等（外国の大学院等を含む。）において、必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

（転入学及び再入学等）

第12条 学則第31条第1項及び第36条の規定により、転入学、転科又は再入学を願い出た者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。

2 前項の選考方法については、教授会が別に定める。

(進学)

第13条 学則第37条の規定により、博士後期課程に進学を志願する者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。

2 前項の選考方法については、教授会が別に定める。

(社会人及び外国人留学生のための特別入試)

第14条 社会人で入学を志願する者又は外国人留学生として入学を志願する者があるときは、博士前期課程にあつては学則第24条に規定する入学資格を、博士後期課程にあつては学則第25条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り、特別の入学考査（以下「特別入試」という。）を行い、選考することができる。

2 前項の特別入試について必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第15条 社会人特別入試により入学した学生その他教育上特別の必要があると認められる学生については、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

(長期履修)

第16条 学則第16条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること（以下「長期履修」という。）を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文の提出)

第17条 学生は、学位論文の審査を受けようとするときは、指導教員の承認を得て、学位規則による所定の書類を教授会の指定した期日までに提出しなければならない。

(最終試験)

第18条 博士前期課程の最終試験は、第7条第1項に規定する単位を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。ただし、環境科学専攻PBL課題専修プログラムにおいては、修士論文に代えて学際先進演習Ⅴの成果報告書を提出した者について行う。

2 博士後期課程の最終試験は、第7条第3項に規定する単位を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

3 博士課程（5年一貫制）の最終試験は、第7条第4項に規定する単位を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

(課程修了の要件)

第19条 博士前期課程の修了の要件は、専攻ごとに次に掲げるとおりとする。

(1) 水産学専攻及び環境科学専攻（学際先進プログラム及び国際環境スペシャリスト育成プログラムに限る。） 当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(2) 環境科学専攻（PBL課題専修プログラムに限る。） 当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学際先進演習Ⅴの成果報告書の審査及び最終試験に合格することとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者については、前項ただ

し書中「1年」とあるのは「博士後期課程の標準修業年限3年から博士前期課程における在学期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

- 4 博士課程（5年一貫制）の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

（学位の授与）

第20条 博士前期課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程又は博士課程（5年一貫制）を修了した者には博士の学位を学位規則の定めるところにより授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、修士の学位授与は、博士課程（5年一貫制）に入学し、中間審査に合格し、かつ、別に定める特別な理由により退学する者のうち、学則第18条第1項に規定する修士課程の修了要件を満たしたものに対しても行うことができる。
- 3 第1項の学位に付記する専攻分野の名称は、博士前期課程及び博士後期課程にあつては学術、水産学又は環境科学のいずれかとし、博士課程（5年一貫制）にあつては水産学、環境科学又は海洋科学のいずれかとする。
- 4 第2項の学位に付記する専攻分野の名称は、水産学、環境科学又は海洋科学のいずれかとする。

（科目等履修生）

第21条 研究科の学生以外の者で、研究科が開設する授業科目のうち1又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、教授会において審議し、学長が選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

（研究生）

第22条 研究科において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、教授会において審議し、学長が選考の上、研究生として入学を許可することができる。

（特別聴講学生及び特別研究学生）

第23条 学則第44条及び第45条に定める特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別研究学生については、他の大学院との協議によりこれと異なる時期に合意した場合は、この限りでない。

（外国人留学生）

第24条 学則第46条及び長崎大学外国人留学生規則（平成16年規則第20号）に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定めることができる。

（教員免許状）

第25条 博士前期課程において取得することができる教員の免許状の種類は、別表第5のとおりとする。

（補則）

第26条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第6条，第7条関係）

博士前期課程の授業科目及び単位数

1 水産学専攻

科目区分	授業科目	単位数		標準履修年次
		必修	選択	
共通科目	環境倫理学特講		2	1・2
	環境リスク政策特講		2	1・2
	環境設計学特講		2	1・2
	環境生物学特講		2	1・2
	環境化学特講		2	1・2
	東シナ海の自然誌Ⅰ		2	1・2
	東シナ海の自然誌Ⅱ		2	1・2
共修科目	サイバネティクス演習		2	1・2
	特別乗船実習		2	1・2
専門科目 (海洋生産システム学)	海洋生物計測論		2	1・2
	海洋環境情報論		2	1・2
	漁場システム論		2	1・2
	航海情報学Ⅰ		2	1・2
	航海情報学Ⅱ		2	1・2
	漁船情報学		2	1・2
	漁業管理学特論		2	1・2
	漁具学特論		2	1・2
	水産経済学特論		2	1・2
	水産物市場特論		2	1・2
	海洋流体力学		2	1・2
	専門科目 (海洋資源動態学)	海洋動物学		2
魚類学特論			2	1・2
海洋基礎生産論			2	1・2
資源生物学			2	1・2
底生生態学			2	1・2
資源生物環境学			2	1・2
原生動物生態学			2	1・2
漁業科学特論Ⅰ			2	1・2
漁業科学特論Ⅱ			2	1・2
沿岸環境論			2	1・2
物理海洋学			2	1・2

専門科目 (海洋生物機能学)	生体高分子機能学		2	1・2
	細胞機能学		2	1・2
	生物化学特論Ⅰ		2	1・2
	生物化学特論Ⅱ		2	1・2
	天然物分析化学特論		2	1・2
	海洋植物機能論Ⅰ		2	1・2
	海洋植物機能論Ⅱ		2	1・2
	水族病理学Ⅰ		2	1・2
	水族病理学Ⅱ		2	1・2
	海洋環境生理学		2	1・2
	生殖生理学		2	1・2
	生物環境学特論		2	1・2
	海洋生物汚損対策論		2	1・2
	水産飼料学特論		2	1・2
専門科目 (海洋生体物質学)	食品衛生学特論Ⅰ		2	1・2
	食品衛生学特論Ⅱ		2	1・2
	微生物学特論Ⅰ		2	1・2
	微生物学特論Ⅱ		2	1・2
	栄養学特論Ⅰ		2	1・2
	栄養学特論Ⅱ		2	1・2
	水産食品学特論		2	1・2
	コロイド化学特論		2	1・2
	筋肉タンパク質特論		2	1・2
	必修科目	特別研究Ⅰ	4	
特別研究Ⅱ		8		2
特別演習		2		1・2

2 環境科学専攻 (省略)

別表第2 (省略)

別表第3 (省略)

別表第4（第7条関係）

1 博士前期課程（水産学専攻）の履修方法

科目区分	修得単位数	備考
共通科目	4 単位以上	他専攻の共通科目から2 単位以上を選択すること。
共修及び専門科目	1 2 単位以上	他専攻の専門科目は、4 単位を限度として最低修得単位数に算入することができる。
必修科目	1 4 単位	特別研究Ⅰ 4 単位，特別研究Ⅱ 8 単位及び特別演習 2 単位
合計	3 0 単位以上	

2 博士前期課程（環境科学専攻）の履修方法～ 4 博士課程（5年一貫制）の履修方法（省略）

別表第5（第25条関係）

教員の免許状の種類及び免許教科

専攻	教員の免許の種類（免許教科）	
水産学専攻	高等学校教諭専修免許状	水産

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科学学位審査規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科（以下「研究科」という。）における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 博士前期課程修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第2条 規則第4条の規定による博士前期課程修了の認定のために学位論文（以下「論文」という。）の審査を受けようとする者（以下「前期修了予定者」という。）は、博士前期課程に1年以上在学し、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程（以下「規程」という。）第7条第1項に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。

(論文提出の時期)

第3条 論文は、在学中に提出するものとし、次の各号に掲げる者の論文提出の時期は、それぞれ当該各号に掲げる月とする。

- (1) 標準修業年限以内に提出する者 最終学年の2月（後期入学者については7月）
 - (2) 標準修業年限を超えて在学している者 7月又は2月
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第19条第1項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第4条 前期修了予定者は、次に掲げる書類を指導教員（長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号）第8条の2第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第1号） 2部
 - (2) 論文 2部
 - (3) 論文内容の要旨（2,000字以内） 2部（ほかに審査用として必要部数を添付すること。）
- 2 前項第2号の論文は、原則として和文又は英文によるものとし、前期修了予定者の単独著作とする。

(学位審査委員の選出)

第5条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、論文を教授会の審査に付議するものとし、教授会は、構成員のうちから学位審査委員を選出する。

- 2 前項の学位審査委員は、主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の学位審査委員とすることができる。
- 4 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の学位審査委員に、他の研究科若しくは大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。
- 5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員又は他の研究科若しくは大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第6条 学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査の要旨及び最終試験の結果報告（別記様式第4号）により、教授会に報告しなければならない。

- 2 前項の最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行うものとする。

(課程修了の認定)

第7条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(学位授与の期日)

第8条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末
- (2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第19条第1項ただし書の規定により在学期間を短縮される者のうち、1年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第3章 博士後期課程修了認定に係る学位審査

(省略)

第4章 博士課程(5年一貫制)修了認定に係る学位審査

(省略)

第6章 博士課程を経ない者に係る学位審査

(省略)

第7章 雑則

(補則)

第33条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(様式抜粋)

別記様式第1号 (第4条, 第23条関係)

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

平成 年 月 日入学

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科

博士前期課程

博士課程 (5年一貫制)

専攻

氏名

印

学位論文審査願

博士前期課程修了

私こと, 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 博士課程 (5年一貫制) における

修士の学位授与

の認定をいただくため, 長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え, 学位論文を提出します
ので審査下さるようお願いいたします。

記

学位論文 2部

論文内容の要旨 2部

博士前期課程水産学専攻 修論研究の標準的スケジュール

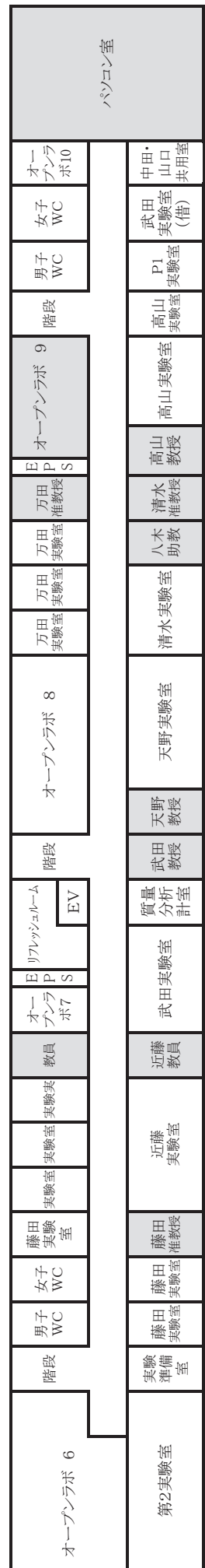
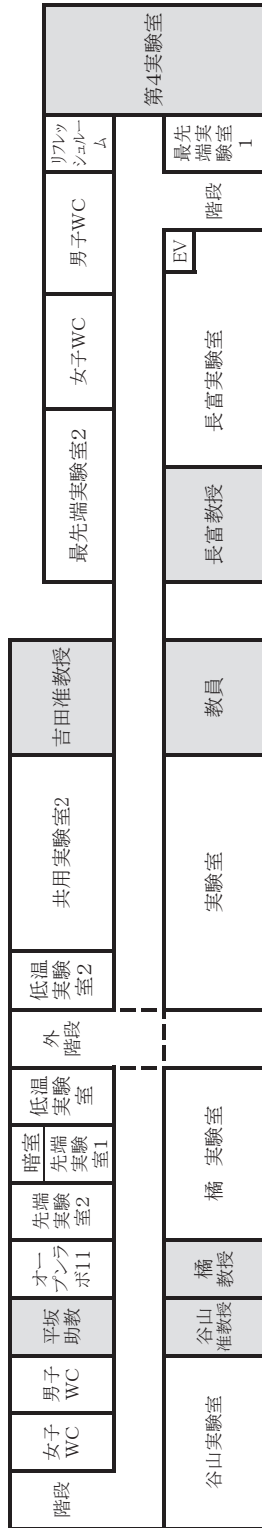


修士論文研究計画書

博士前期課程 水産学専攻

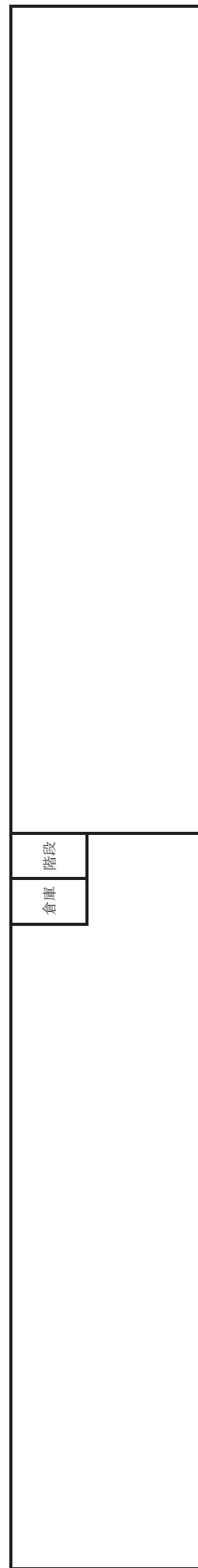
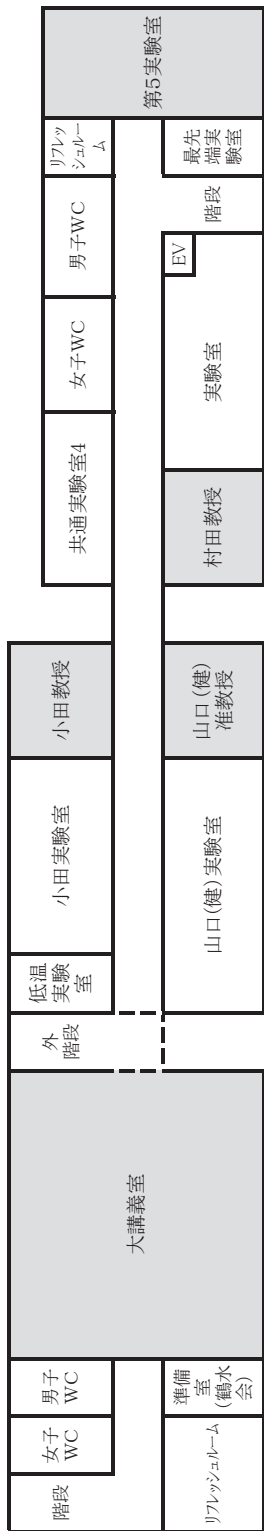
教育研究分野		学 年	
学 生 番 号		学 生 氏 名	
指 導 教 員	(主)		印
	(副)		印
研 究 課 題			
年 月	研 究 計 画 【〇〇年〇月〇日作成】		
TA による 教育補助			

水産学部 講義・実験室及び教員研究室配置図



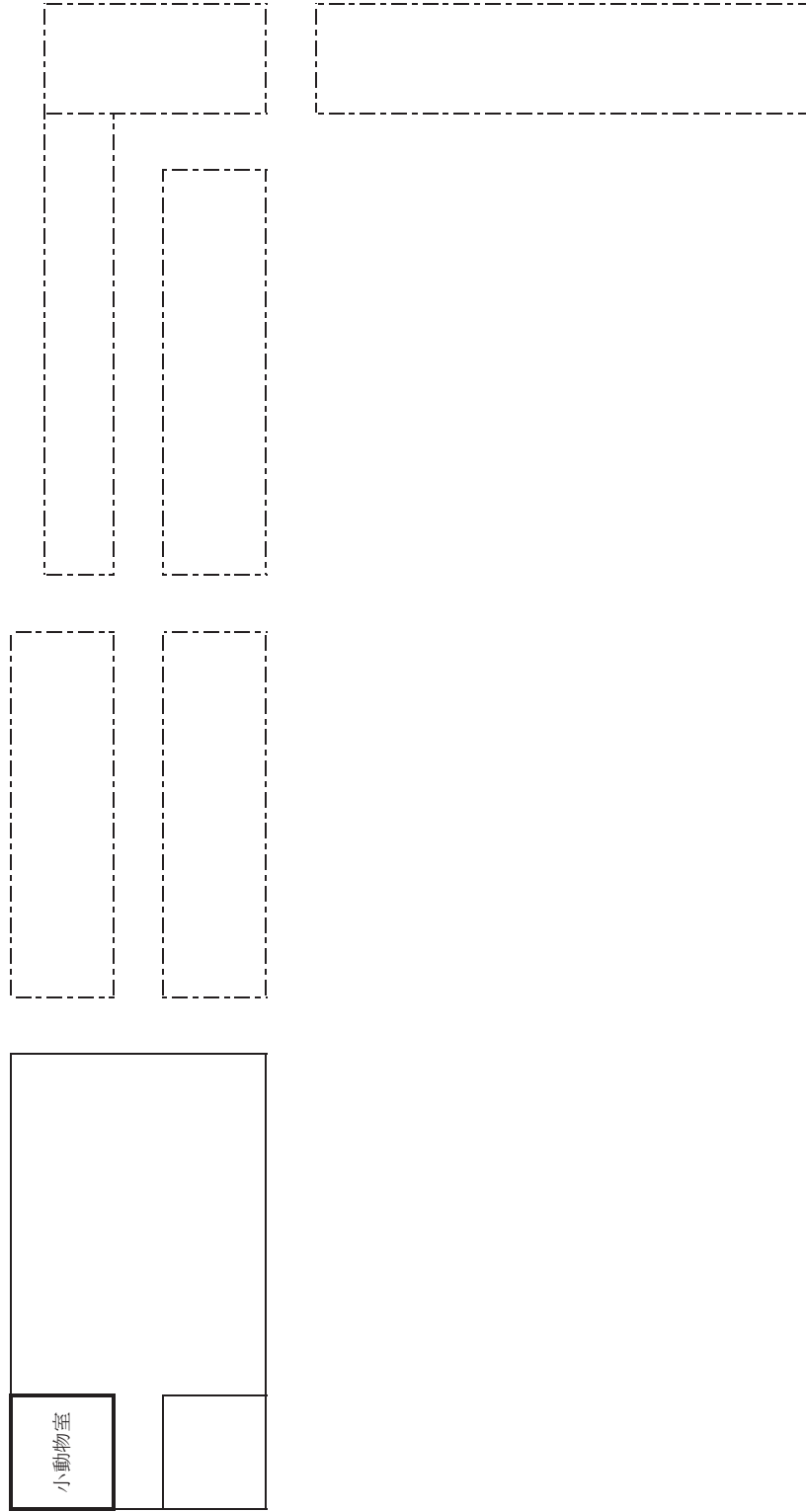
3階

水産学部 講義・実験室及び教員研究室配置図

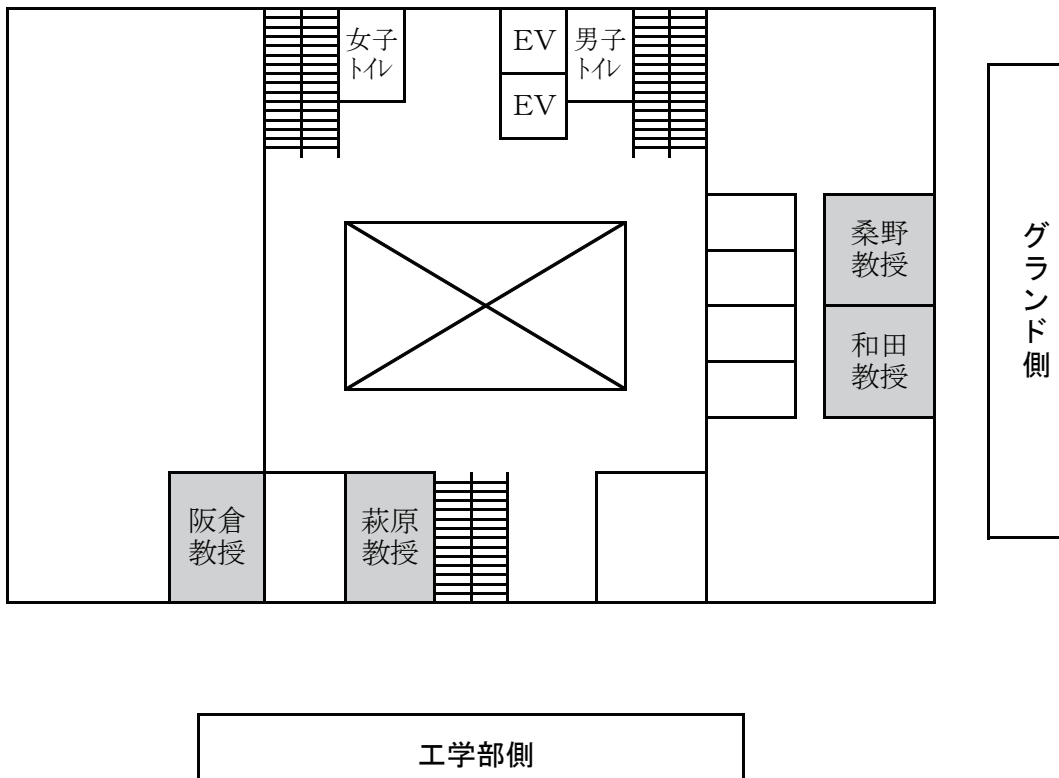


4階

水産学部 講義・実験室及び教員研究室配置図



総合教育研究棟(4階)



総合教育研究棟(5階)

